

様式第 1 号（第 2 条関係）

公 文 書 公 開 請 求 書

2026 年 7 月 3 日

御代田町教育委員会 御中

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

御代田町公文書公開条例第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

|                                            |                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公文書の名称<br>その他の公文書<br>を特定する<br>ために必要な<br>事項 | 御代田町立御代田南小学校と北小学校（以下「学校」という）から御代田町教育委員会へ提出された、または学校において作成、取得、または組織的に用いられていた、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく「学校いじめ対策組織」に関する一切の公文書（電磁的記録、教職員間の共有記録、報告文書、会議録、復命書、相談記録、公用メール等を含む）。（詳細は別添「公文書公開請求対象文書詳細目録」のとおり）   |
| 公開の方法                                      | <input type="checkbox"/> 閲覧又は聴取・視聴<br><input checked="" type="checkbox"/> 写し等の交付                                                                                                                  |
| 請求者の区分                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 町内に住所を有する者<br><input type="checkbox"/> 町内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体<br><input type="checkbox"/> 町に勤務する者（勤務先： ）<br><input type="checkbox"/> 利害関係を有するもの<br>利害関係の内容 |

|                       |        |  |          |    |
|-----------------------|--------|--|----------|----|
| 対<br>象<br>公<br>文<br>書 | 主管課等   |  | 所属年度     | 年度 |
|                       | 公文書の件名 |  | 保管・保存の区分 |    |
| 備考                    |        |  |          |    |

## 別紙 公文書公開請求対象文書詳細目録

御代田町立御代田南小学校（以下「学校」という）から御代田町教育委員会へ提出された、または学校において作成、取得、または組織的に用いられていた一切の公文書（電磁的記録、教職員間の共有記録、報告文書、会議録、復命書、相談記録、公用メール等を含む）

なお、下記「5. いじめ認知件数等の統計資料」については、御代田南小学校との比較検証を目的として、御代田町立御代田北小学校に関する資料も対象に含む。ただし、御代田北小学校については統計データに限定し、個別事案記録、会議録、アンケート原票等は対象としない。

### 【対象期間】

平成 25 年（2013 年）9 月 28 日（いじめ防止対策推進法の施行日）から 2026 年 7 月 3 日（本請求当日）までの全期間。

ただし、本請求は、御代田町教育委員会又は同委員会が所管する学校において、現に保有・管理されている公文書を対象とする。

また、各年度の保存期間が経過している文書であっても、現に廃棄されず、御代田町教育委員会又は学校において保有・管理されているものについては、本請求の対象に含む。

### 1. 学校いじめ対策組織の設置・体制・規程に関する文書

上記対象期間内における、同校の「学校いじめ対策組織」（いじめ対策委員会、いじめ対策部会等、設置時の名称及びその後の改称等の如何を問わず、同法第 22 条が予定する組織的対応を行うための校内組織・会議体の一切。以下「同組織」という）の設置要綱、運営規程、職務権限、構成員の職名、または組織の体制・ルールが判る一切の資料。

### 2. 同組織の開催実績および議事録・協議記録

上記対象期間内における、同組織の全開催実績（開催日時、回数、出席者、対象事案の識別番号や推移等が判る一覧表等の管理資料）。

同組織において開催されたすべての会議・協議における、議事録、協議記録、決定記録、報告書、及びそれに付随する配布資料一式。

### 3. 個別事案の該当性判定および校内協議・メモの記録

同組織において、個別の認知事案、トラブル、または暴力行為等の事案がいじめ、または同法第 28 条の「重大事態」に該当するか否かを協議・判定した際の、判断

基準、評価プロセス、及び判定結果が記録された一切の文書。

同組織の職務、または事案に関する校内協議の過程において、管理職（校長・教頭）及び教職員が職務上作成・取得し、学校または教育委員会において組織的に共有、回覧、報告、保存、利用、または意思決定・対応方針の検討に用いられていた手書きメモ、連絡票、電子データ、電子メール等を含む一切の記録。

#### **4. 教育委員会への報告に関する文書**

同組織における協議を経て、学校から教育委員会へ提出された報告書、月例報告データ（暴力行為、問題行動等の分類の根拠となる記録を含む）、及びそれらに関連する一切の公文書。

#### **5. いじめ認知件数等の統計資料**

上記対象期間内における、御代田南小学校の年度別のいじめ認知件数、解消件数、未解消件数、重大事態件数、暴力行為件数、問題行動等分類別件数、及びこれらの集計・報告・修正・訂正に用いられた一切の資料。

上記件数について、御代田南小学校から教育委員会へ提出された資料、教育委員会から県教育委員会、国その他関係機関へ報告した月例報告、年度報告、集計表、基礎データ、回答票、電子データ、公用メール、照会回答等の一切の公文書。

御代田南小学校における児童向けいじめアンケートその他の早期発見調査について、実施日、実施回数、対象学年・対象人数、回答数、いじめ又はいじめの疑いとして把握した件数、学校いじめ対策組織への付議状況、教育委員会への報告状況が分かる一切の資料。

御代田北小学校については、同一町内の小学校におけるいじめ認知・報告水準を比較し、御代田南小学校の運用実態を客観的に検証する目的に限り、年度別のいじめ認知件数、解消件数、未解消件数、重大事態件数、暴力行為件数、問題行動等分類別件数、児童向けいじめアンケート等の実施回数及び把握件数等の集計済み統計資料のみを対象とする。御代田北小学校の個別事案記録、児童・保護者に関する記録、会議録、協議記録、アンケート原票、聞き取り記録等は本請求の対象に含めない。

#### **【備考・注意事項】**

#### **公文書の定義について**

本請求における「公文書」とは、御代田町公文書公開条例第2条第1号の規定に基づき、職員が職務上作成し、又は取得し、学校または教育委員会において管理されている文書、図面、電磁的記録等をいう。

また、手書きメモ、連絡票、電子メール、校内共有データ、職員間共有記録等についても、職務上作成・取得され、組織的に共有、回覧、報告、保存、利用、または

意思決定・対応方針の検討に用いられていたものについては、本請求の対象に含む。

### **不存在時の理由明示について**

対象文書が不存在であると判断する場合には、単に「不存在」と記載するのではなく、当該文書が作成されていないのか、作成されたが廃棄されたのか、学校には存在するが教育委員会では保有していないのか、または文書特定の対象外と判断したのかを区別した上で、その理由を決定通知書または回答文書において明示されたい。なお、文書量が多数に及ぶ場合は、まず文書件名、作成年月日、作成部署、保存場所、保存期間、開示可否の一覧を先行して提示されたい。

### **請求の目的および個人情報の取扱いに関する特記事項**

本請求は、いじめ防止対策推進法の施行以降、同校における組織的対応および歴代管理職の管理監督責任が法に則って適正に果たされていたか、その運用の継続性と歴史的実態を検証する目的がある。

他児童の個人情報（氏名等）のマスキング処理には同意するが、同校においては、従前の開示請求等において、個人情報保護法、同法施行条例その他の関係規程を根拠として、事案の文脈や組織的対応の成否といった客観的概要すら判別不能にする過剰な黒塗り（非開示処理）を行う実態が確認されている。

また、児童名等の公表・非公表の客観的判断を裏付ける具体的な細則（審査基準）が存在しない以上、現場の恣意的な判断によって一律に全体を黒塗りするような過剰な非開示処理は厳に控えるべきである。したがって、本件の検証目的を阻害しないよう、事案の骨格となる事実関係、経緯、組織の稼働実態が十分に判別できる状態での、最大限の公開を求める。

本請求は、特定児童間の個別事案の詳細を取得することを主目的とするものではなく、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく学校いじめ対策組織が、同校において制度上・実務上どのように設置、運用、記録、報告、検証されてきたかを確認することを目的とするものである。したがって、児童氏名等の個人識別情報を非開示とする場合であっても、開催日時、協議対象の類型、判断過程、組織的対応の有無、教育委員会への報告状況等については、検証可能な形で最大限公開されたい。

以上